

千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第52号

千葉市中心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

千葉市中心身障害者扶養共済条例（平成3年千葉市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項を次のように改める。

- 3 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、年金管理者となることができない。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。